

日本弁理士会の知財教育支援

弁理士 杉村 純子

平成28年3月7日

1. 日本弁理士会の教育支援活動のコンセプト

未来を担う子どもたちの「知的財産マインド」育成 ～10年後・20年後の日本のエジソンを育てたい～

●知的財産マインドの育成とは●

- ・ 発明への理解を通じて創造力を養うこと
- ・ アイデアを尊重する心の大切さを学ぶこと
- ・ 創造したものを守る世の中の仕組みを理解すること

※知的財産推進計画2004に子供たちへの教育や啓発の充実が掲げられている中、小中高等学校の教育現場から、知的財産を正しく理解して教えることが困難、かつ、知財教育方法も確立されていないという声を受け、平成15年に弁理士の社会貢献の立場から「母校に戻ろう運動」が始まり、現在では弁理士による出張授業として教育現場に多数の弁理士を派遣している。

2. 日本弁理士会の教育支援実績（1）

（1）小学校・中学校・高校への知的財産授業

「寸劇」や「発明工作授業」等を平成26年度は93回実施した。
（小学校49回、中学校10回、高校34回）

（2）教員への教材提供

教員が学校教育現場で使用できる動画教材を作成し、日本弁理士会ホームページから自由にダウンロードして利用できるようにした。

パンフレットを作成して全国の約5,200の高校等あてに送付した。

（3）高等専門学校への知財セミナー

平成25年3月14日に（独）国立高等専門学校機構との間で締結した「知的財産教育の充実及び知的財産の活用のための協力に関する協定」に基づき、高専にてセミナーを開催している。平成26年度は11回、平成27年度は20回行った。

2. 日本弁理士会の教育支援実績（2）

（4）大学・大学院との提携講座、共同研究等

これまでに慶応大学、中央大学、東京理科大学、早稲田大学、政策研究大学院大学、東京農工大学と提携講座、寄付講座又は共同研究などを行っている。

（5）パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストの実施

当会、特許庁、文部科学省及び工業所有権情報・研修館が主催して毎年行っている。高校生、高等専門学校生及び大学生から発明（アイデア）・意匠（デザイン）を応募してもらい、優秀な作品（出願支援対象作品）を表彰する。

優秀な作品は本人から出願することができ、その際の指導弁理士の派遣と弁理士の指導料や出願手数料等を日本弁理士会が負担している。

平成26年度は、応募数が494件（パテント）、274件（デザインパテントコンテスト）のうちパテント29件、デザイン31件を出願支援対象とした。

また、各コンテストの前にセミナーを行っており、平成26年度は19回行った。

なお、デザインパテントコンテストでは、意匠権に係るセミナーの受講を応募要件の一つとしている。

3. 弁理士会が出張授業をするきっかけ（小・中・高・大）

- (1) 知財教育のパンフレット(※1)や壁掛け新聞「はっぴよん通信」(※2)を読んだ学校からの申し込み
- (2) 県や市など、自治体からの依頼
- (3) 弁理士の出身校など、個人人脈を通じた働きかけ

(※1)パンフレットの主な配布先は、教育委員会、校長会、PTA、教員

(※2)はっぴよん通信（2002年創刊／vol.1～vol.17）の配布対象は全国の小学校（約20,000部）、中学校（約10,000部）、高等学校（約5,200部）、教育機関（約1,800部）などで、計37,000部を発行。

(※3)きっかけは上記のとおりだが、現在は、過去に授業を行った学校からの依頼が最も多い。



Japan Patent Attorneys Association
http://www.jpaa.or.jp/

パンフレット



はっぴよん通信

4. 日本弁理士会の学校教育支援活動について（1）

日本弁理士会は、様々なニーズに応えるための授業形式を用意している。

（1）寸劇形式の授業

弁理士が寸劇を演じて、アイデアを守る世の中の仕組みを理解するもの。生徒を交えて上演することもある。

（2）電子紙芝居を用いた授業

アニメーションを使用した授業教材を使用して知的財産権を学ぶもので、主に小学・中学校などで用いられている。

授業の際に、子供たちにも声優役として手伝ってもらうことにより、授業を受ける生徒側の参画意識を高めて知財に興味を抱けるような授業とする。



（1）寸劇形式の授業



（2）電子紙芝居

4. 日本弁理士会の教育支援活動について（2）

（3）発明工作授業

この授業では、「作り方」を教えるのではなく、課題を提示し、生徒が自ら工夫することを体験してもらうことで、「正解は一つではない」「失敗は成功のもと」という発明の楽しさを学んでもらうと同時に、アイデアが生まれるまでの苦労を体感し、それを簡単に模倣された場合の感情を想像してもらい、知的財産権の重要性を理解できるように授業を行っている。

（4）ワークショップ形式の授業

少人数のグループに分けて、実際に商品開発（コンセプトワーク、アイデアの発散集約、ネーミング等）について検討をしてもらう授業。
また、授業の中で必要に応じて、新商品アイデアの先願調査も体験してもらう。



（3）発明工作授業



（4）ワークショップ形式の授業

5. 知財教育実施の継続性

知財教育を毎年継続的に実施できる学校とそうでない学校はおおよそ半々。

●継続できる理由

- (1) 校長や担当教員などの熱い理解がある学校。
- (2) 弁理士会から学校に対して継続的にPRしている。
- (3) 一度弁理士の授業を見てみると、また、次年度も授業した方が良いと感じてもらえる。

●継続できない理由

- (1) カリキュラムが早い段階で確定するため、あらかじめ授業枠を予定するのが困難、特別授業枠で行われる等、一般授業には組み込まれないため、継続的に知財に関する授業枠を取るのが難しい。
- (2) 担当の教員が異動するため、継続的な連絡先を確保できない。
- (3) 学校にパンフレット送付等PR活動を行っても、情報が学校の担当者に届いているか不明。

6. 改善事項と要望

(1) 弁理士会会員(弁理士)による出張授業のみならず、学校教員による知財教育実施のために、日本弁理士会では教員向け知財コンテンツを作成しホームページで無料開放しており、ダイレクトメールにより周知する努力をしているが、周知が図られているか不明。

→文科省等との連携を図っていくことを希望。

(2) ・学校内での知財教育担当者が転勤等で不在となり、学校側のコンタクト先が不明。(同じ学校で毎年継続的に実施することが難しくなる)

・学校側より知的財産はどの科目と関連させることが適切であるかわからないとの声

→学校に「知財担当窓口」または「知財活動委員会」といった役職を設置する等、学校教員の転勤や配置替えの影響を受けない仕組み作りが必要ではないか。

(4) タイムリーな知財教育の実施

→実務家弁理士による大学生・大学院生向けのグローバル知財教育の実施の普及

7. 今後の知財教育のあり方

小学校

- 人の創作物を尊重すること、様々な制度により人々が守られていることへの理解。創造することの不思議、喜びの体験など、情操教育も含めた、根幹的な理解を育むべき。

中学校

- 知的財産権制度の種類や各制度の仕組みの理解とともに、企業の経済活動において知的財産権が不可欠なものであることへの理解を育むべき。

高校

- 工業高校、商業高校などでは、特許制度、商標登録制度など社会に出て役立つ実践的理解。普通高校では、制度の包括的理解を育むべき。

大学

- 権利解釈の基礎理解、知知的財産の役割などの、社会で必要となる実践的理解を育むべき。